

## 第4章 長野県関係機関質問等及び事業者の回答

方法書に対する長野県関係機関質問等を踏まえ、準備書に反映した状況を以下に示す。  
なお、表中の項目は、方法書のものを示している。

表 4-1 方法書に対する長野県関係機関質問等及び事業者の回答

No.	項目	意見	事業者見解
1	表紙	案件の通し番号である「No.067」を表紙の上部に記載すること。 また、タイトルで方法書を改行する必要はない。	ご指摘の通り「No.067」と記載し、方法書の改行を削除しました。
2	1.1 事業の名称	(仮称)の記載は必要ないか。	ご指摘の通り変更いたしました。
3	1.3 事業の種類	「電気工作物の建設 太陽光発電所 (敷地面積 188ha)」とすること。 2 行目は「※対象事業の要件：敷地面積 50ha 以上の太陽光発電所の設置」とすること。	ご指摘の通り変更いたしました。
4	1.4 事業の目的及び必要性	kW を半角にすること。(2 箇所)	ご指摘の通り変更いたしました。
5	1.5 建設候補地の経緯	「通減していく中で」→「通減していく中で」に修正すること。 また、「植林がおこなわれ」→「植林が行われ」に修正すること。	ご指摘の通り変更いたしました。
6	1.6.1 対象事業の内容	以下の追加・修正について検討願いたい。 ③適切な建設工事及び保守管理業務に努め、その業務の発注に当たっては出来る限り地元企業を採用し、地域活性化を図ります。 ⑥開発事業に起因する土砂流出等による災害の発生や水質の汚染等により被害を与えた場合は、誠意を持って対応します。 ⑦事業の内容を変更する場合は、関係市町村や自治会等と協議します。 ⑧事業を終了する場合は、設備及び施設等の処理を適切かつ速やかに行います。	以下、追加・修正をいたしました。 ③適切な建設工事及び保守管理業務に努め、その業務の発注に当たっては出来る限り地元企業を採用し、地域活性化を図ります。 ⑥開発事業に起因する土砂流出等による災害の発生や水質の汚染等により被害を与えた場合は、誠意を持って対応します。 ⑦事業の内容を変更する場合は、関係市町村や自治会等と協議します。 ⑧事業を終了する場合は、設備及び施設等の処理を適切かつ速やかに行います。
7	1.6.2 調査範囲	m は全角にすること。(3 箇所)	ご指摘の通り変更いたしました。
8	1.6.3 対象事業の規模	h a は半角にすること。(4 箇所)	ご指摘の通り変更いたしました。
9	1.6.5.1 事業計画	図 1-6-2 C 調整池・堰堤の上流に大規模な盛土区域があるが、工事中及び工事後に盛土が安定(地山化)する時期までの土砂流出対策及び仮排水計画はどのよう対策(計画)を行うのか。常に水が流れている沢において、土を用いた構造物は二次災害の原因となるため用いないと思うが、構造計算(安定計算)から算出された数値	本件計画を、より安心いただける設備とするため、C 調整池上流の盛土計画、およびその他事業地内での盛土計画を管理用道路造成に伴う残土の利用を除き見直しました。調整池造成に伴う掘削土は、近傍の建設残土受け入れ許可を有する用地へ搬出いたします。

No.	項目	意見	事業者見解
10	1.6.5.2 事業計画	には問題ないのか。 表 1-6-3 ソーラーパネルについて、設置高さ、設置角度、一枚当たりのパネルの大きさを、決まっている範囲で記載すること。	表 1-6-3 一枚当たりのパネルの大きさを記載しました。 その他事項に関してはEPCと協議のうえ決定いたします。
11	1.6.5.2 事業計画	②ア 建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当する場合は、建築基準法に適合した建築物とすること。	建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令338号）の平成23年10月の改正により、太陽光発電設備等は建築基準法の適用される工作物から除外されています。 また、下記内容を追記いたしました。 「なお、架台の設計に当たっては太陽電池アレイ用支持物設計基準「JIS C 8955」を満たすものとする。」
12	1.6.5.2 事業計画	②ア mmを半角にすること。	ご指摘の通り変更いたしました。
13	1.6.5.2 事業計画	②イ、ウ kVを半角にすること。	ご指摘の通り変更いたしました。
14	1.6.5.2 事業計画	②ウ 「電力会社の送電線に接続する。」とあるが、現時点で予定している系統連系工事の概要を記載すること。	②ウにおいて、下記内容を追記いたしました。 「系統連系工事は中部電力株式会社によって計画・施工が為され、中部電力株式会社77kV系統より本事業実施区域内に向けて3基の鉄塔の新設を行い、約0.85kwに亘り連系送電線が布設される。 本事業実施区域内に設置する送変電設備及び門型鉄構施設のイメージを写真 1-6-3 に示す。」
15	1.6.5.2 事業計画	④ 沈砂池の設置予定位置を明示願いたい。	④において、下記内容を追記いたしました。 「工事中の湿地の保全、事業区域外の濁水流出の防止のため、調整池の設置など工事中には適切な個所、数量の仮設沈砂池、沈砂枅等の濁水処理施設を設置する計画である。なお、供用時には、調整池が事業区域外の濁水流出の防止のための沈砂機能を果たす計画である。」
16	1.6.5.4 事業計画	表 1-6-3 表 1-6-4 に変更すること。また、搬入ルート B について、縦方向にセンタリングすること。	ご指摘の通り変更いたしました。
17	1.6.5.4 事業計画	② 表 1-6-5 に変更すること。また、行程表の点線は何を意味しているのか凡例を記載すること。	点線は準備期間及び点検・残作業期間を表します。表内に凡例を追記いたしました。
18	1.6.5.4 事業計画	③ア防災工事 調整池の数、容積、面積など、現時点で決まっている計画の概要を併せて記載す	下記を追記いたしました。 「施業地内には3か所に調整池が建設され、総容量は約

No.	項目	意見	事業者見解
		ること。	16.8万㎡となる。」
19	1.6.5.4 事業計画	③イ伐採工事 チップ化した木材を敷均した場合の構造（構造図）はどのようなものを検討しているのか。単純にまくだけか。	当初計画しておりまして、伐採木のチップ化敷均しは、地元地域の皆様のご懸念事項となっておりますと聞かされてお聞き及びましたので、よりご安心をいただける設備とする為、見直し、該当項目について削除いたしました。
20	1.6.5.4 事業計画	③ウ造成工事 盛土工について、容積、面積など現時点で決まっている計画の概要を併せて記載すること。	下記を追記いたします。 「また、周辺水路への影響を避けるため、本計画においては造成工事を極力低減させることを目指しているが、現状において約24万㎡の建設残土が調整池の建設等により発生する計画。」
21	1.6.5.4 事業計画	③ウ造成工事、③エ法面工事 写真の様な大がかりな土工になるのか。現地の状況と合っていないのか。	③ウ造成工事、③エ法面工事 について写真をより計画に則したものと変更いたします。写真は仮設道路や管理用道路の造成工事をイメージしたものであり、施業地内の造成工事とはイメージが異なります。
22	1.6.5.5 事業計画	④動植物 「可能な限り」との記載があるので、ミテイゲーションにおける優先順位が一番低い「代償」の記載は不要ではないか。	ご指摘の通り「代償」の記載削除いたしました。
23	2.2.1.2 人口及び産 業の状況	①表2-2-2 諏訪市第三次産業就業者数 1,5203 → 15,203 に修正すること。	ご指摘の通り修正しました。
24	2.2.2 交通の状況	出典について、25ページの図2-2-2と同一にされたい。 ※「平成22年度道路交通センサス報告書（全国道路・街路交通情勢調査）」（平成23年12月、長野県）	表2-2-8の出典を以下の通り修正しました。 修正後）「平成22年度道路交通センサス報告書（全国道路・街路交通情勢調査）」（平成23年12月、長野県）
25	2.2.2 交通の状況	図2-2-2 凡例 主要地方道 → 県道	ご指摘の通り修正しました。
26	2.2.2 交通の状況	図2-2-2 出典 平成22年度道路交通センサス報告書 → 平成22年度道路交通センサス報告書	ご指摘の通り修正しました。
27	2.2.2 交通の状況	図2-2-2等 ・県道網が現状と異なる部分があるため、修正されたい。 ※県道諏訪長野線	方法書で使用している地図は、国土地理院発行の最新の5万分の1地形図を使用しています。なお、図面については、準備書、評価書の段階で、必要に応じて修正、更新していただきます。

No.	項目	意見	事業者見解
28	2.2.3.1 土地利用の 状況	表 2-2-10 区分のところの単位の記載は削除し、田～その他までの単位も km <sup>2</sup> に統一して記載すること。	ご指摘の通り修正しました。
29	2.2.3.1 土地利用の 状況	図 2-2-3 出展の「平成」は、「昭和」の間違いではないか。 「昭和 47 年」とすれば、現況を表しておらず、適当な資料とはいえないのではな いか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(誤記) 平成 49 年→昭和 49 年</li> <li>・「土地分類図」は既存資料において公表されている資料に基づいています。</li> </ul>
30	2.2.5.2 水域の利用 状況	記載内容には間違いはないが、事業予定地を流れる河川については、上川の「江 川橋」より上流で上川に合流するので、諏訪東部漁業協同組合が管理する漁業権 水域であることを認識しているか。その上で、場合によってはこの旨について、 追記することも検討されたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水生生物の調査を実施する際には、東部漁業協同組合と協議の上、実施いたしました。</li> <li>・方法書(案) P38 「2. 漁業としての利用状況」の 1 行目の文章を以下のように適切な表現に修正します。</li> <li>1 行目 (修正前) 対象事業実施区域周辺を流れ、・・・ (修正後) 対象事業実施区域及びその周辺を流 れ、・・・</li> <li>・水生生物の調査の際には、東部漁業協同組合と協議の上、同意をいただき実施いたしました。</li> </ul>
31	2.2.7.1 大気質	①表 2-2-22(1) 浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質で「m3」を「m <sup>3</sup> 」に修正すること。	ご指摘の通り修正しました。
32	2.2.7.1 大気質	①表 2-2-22(2) 「m3」を「m <sup>3</sup> 」に修正すること。	ご指摘の通り修正しました。
33	2.2.7.1 大気質	②表 2-2-23 ばいじんの規制値及び窒素酸化物規制値の範囲が異なる。 カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化 けい素、すず及びその化合物の規制値の単位が異なる。	<p>ご指摘の通り P41 表 2-2-23 の規制値の誤記については、以下の通り修正しました。</p> <p>ばいじんの規制値 修正前) 0.40～0.50g/Nm<sup>3</sup> (特別排出基準 0.03～0.20g/Nm<sup>3</sup>) →修正後) 0.04～0.30g/Nm<sup>3</sup> カドミウム及びその化合物規制値 修正前) 1.0g/Nm<sup>3</sup>→修正後) 1.0mg/Nm<sup>3</sup> 塩素及び塩化水素 修正前) 塩素 30g/Nm<sup>3</sup> 塩化水素 80～700mg/Nm<sup>3</sup> →修正後) 塩素 30mg/Nm<sup>3</sup> 塩化水素 700mg/Nm<sup>3</sup> ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 修正前) 1.0～20g/Nm<sup>3</sup>→修正後) 1.0～20mg/Nm<sup>3</sup> 鉛及びその化合物</p>

No.	項目	意見	事業者見解
34	2.2.7.1 大気質	大気汚染防止法で規制する施設に「ばい煙粉じん発生施設」は存在しない。	修正前) 10～30g/Nm <sup>3</sup> →修正後) 10～30mg/Nm <sup>3</sup> 窒素酸化物 修正前) 60～2,000ppm →修正後) 60～800cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> (新規 S62.4.1～) (ディーゼル機関係く) P41「②大気汚染防止法」の本文は以下の通りの修正しました。 修正前) ②大気汚染防止法 大気汚染防止法では、工場事業場に設置されるばい煙粉じん発生施設に対して、排出基準または規制区域等が定められている。 →修正後) ②大気汚染防止法等 大気汚染防止法では、工場事業場に設置されるばい煙粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設等に対して、排出基準または規制区域等が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設における排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出基準が定められている。
35	2.2.7.1 大気質	長野県内では、特別排出基準の対象となる地域はない。	ご指摘の通り P41 表 2-2-23 の規制値の誤記については、以下の通り修正しました (特別排出基準の削除、ばいじん規制値の修正)。 ばいじんの規制値 修正前) 0.40～0.50g/Nm <sup>3</sup> (特別排出基準 0.03～0.20g/Nm <sup>3</sup> ) →修正後) 0.04～0.30g/Nm <sup>3</sup> (意見番号 8 と合わせて修正) P41「②大気汚染防止法」の本文は以下の通りの修正しました。
36	2.2.7.1 大気質	「ダイオキシン類」は、大気汚染防止法の規制対象ではなく、ダイオキシン類対策特別措置法による規制である。	修正前) ②大気汚染防止法 大気汚染防止法では、工場事業場に設置されるばい煙粉じん発生施設に対して、排出基準または規制区域等が定められている。

No.	項目	意見	事業者見解
			→修正後) ②大気汚染防止法等 大気汚染防止法では、工場事業場に設置されるばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設等に対して、排出基準または規制区域等が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設における排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出基準が定められている。
37	2.2.7.2 大気質	①表 2-2-24 昼間 A A、A 及び B 類型の規制値が間違っている。	ご指摘の通り表 2-2-24 の環境基準値の誤記については、以下の通り修正しました。 AA 類型昼間基準値 修正前) 55 デジベル以下→修正後) 50 デジベル以下 A 及び B 類型昼間基準値 修正前) 60 デジベル以下→修正後) 55 デジベル以下
38	2.2.7.3 振動	②表 2-2-35 時間の区分は昼間（午前 7 時から午後 7 時）夜間（午後 7 時から翌日午前 7 時まで）	ご指摘の通り表 2-2-35 の時間区分の誤記については、以下の通り修正しました。 修正前) 昼間（午後 8 時から午後 8 時まで）夜間（午後 8 時から翌日の午前 8 時まで） →修正後) 昼間（午後 7 時から午後 7 時まで）夜間（午後 7 時から翌日の午前 7 時まで）
39	2.2.7.5 水質	「区域内にの河川には」 → 「区域内の河川には」	ご指摘の通り、P51「5 水質①河川及び湖沼環境基準」4 行目の文章を、以下の通り修正しました。 修正前) 区域内にの河川には→修正後) 区域内の河川には
40	2.2.7.5 水質	表 2-2-41 イ 「ノニルフェノール」 「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の基準値が記載されていない。	ご指摘の通り、表 2-2-41 イを以下の通り修正し、「ノニルフェノール」「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の基準値を追記しました。 修正前) 表 2-2-41 イ 全亜鉛 →修正後) 表 2-2-41 イ 全亜鉛、ノニフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸
41	2.2.7.5 水質	表 2-2-45(2) p H、銅、亜鉛、クロムの上乗せ排水基準について、業種分類、排水量分類、排水基準値が間違っている。	ご指摘の通り、表 2-2-45(2)を 表 2-2-45(2) 上乗せ排水基準（生活環境に関する項目 p H、銅、亜鉛、クロム） （畜産農業、無機顔料、その他の無機化学工業、医薬品、農薬、皮革、ガラス製品、窯業原料、鉄鋼、非鉄金属、金属製品機械器具、酸・アルカリ表面処理、電気メッキ以外）

No.	項目	意見	事業者見解
42	2.2.7.5 水質	ア 文書中の表番号の記載が誤っている。	(諏訪湖水域における新設事業場注) 表 2-2-45(3) 上乗せ排水基準 (生活環境に関する項目 pH、銅、亜鉛、クロム) (寒天製造業・清酒製造業、畜 産農業以外の業種注) とし、それぞれについて業種分類、排水量分類、排水基準 値を記載しました。 ご指摘の通り P57「ア湖沼水質保全特別措置法に基づく規 制基準等」3 行目を以下の通り修正しました。 修正前) 制対象地域及び規制対象施設を表に、上乗せ排水 基準の一例を表 2-2-46 に示す。 →修正後) 制対象地域及び規制対象施設を表 2-2-46 に、 上乗せ排水基準の一例を表 2-2-47 に示す。
43	2.2.7.5 水質	表 2-2-47 湖沼法第 7 条に基づく規制基準は汚濁負荷量で定められている。	ご指摘の通り、表 2-2-47 を 【COD】【全窒素、全リン】の算定数値の記載に改めまし た。
44	2.2.7.6 地下水	表 2-2-48 表中「弗素」を告示の標記「ふっ素」に改めること。	ご指摘の通り、前編に渡り、以下の通り修正しました。 修正前) 弗素→ふっ素
45	2.2.7.7 土壌	表 2-2-50 1, 1-ジクロロエチレンの基準は 0.1mg/L 以下	ご指摘の通り、表 2-2-50 の 1, 1-ジクロロエチレンの基準を、以下の通り修正しまし た。 修正前) 0.02mg/L 以下→修正後) 0.1mg/L 以下
46	2.2.7.8 自然保護等	①表 2-2-51 注 2) において「対象事業実施区域より半径 4km」との記載があるが、半径という 言葉は適切か。	下記の通り修正しました。 修正前) 対象事業実施区域及びその周辺とは、対象事業実 施区域より半径 4km→ 修正後) 対象事業実施区域及びその周辺とは、対象事業実 施区域を含む諏訪市、茅野市のうち、図 1-6-1 に示す範囲
47	2.2.7.10 廃棄物等	表 2-2-54 長野県建設リサイクル指針においては、建設発生土の再資源化目標 100%も定めて いるため、追記すればどうか。	ご指摘の通り追記しました。
48	2.2.7.9 景観	① 以下のとおり、修正を検討願いたい。 『対象事業実施区域及びその周辺においては、景観法に基づく「長野県景観計画」 (平成 17 年 12 月 22 日、長野県)で茅野市に隣接する原村及び富士見町が「八ヶ 岳山麓景観育成重点地域」に・・・』	ご指摘の通り、P68 (修正版 P69) 「9. 景観①景観法及び長野 県景観条例に基づく基準等」の文章を以下の通り修正し ました。 修正前) 対象事業実施区域及びその周辺においては、景観



No.	項目	意見	事業者見解
49	2.2.8.2 開発動向	↓ 『対象事業実施区域の周辺においては、景観法に基づく「長野県景観計画」（平成18年4月1日発効、長野県）で茅野市に隣接する原村及び富士見町の全域が同計画の区域に、その一部が「八ヶ岳山麓景観育成重点地域」に・・・』	法に基づく「長野県景観計画」（平成17年12月22日、長野県）で茅野市に隣接する原村及び富士見町が「八ヶ岳山麓景観育成重点地域」に・・・ →修正後）対象事業実施区域の周辺においては、景観法に基づく「長野県景観計画」（平成18年4月1日発効、長野県）で茅野市に隣接する原村及び富士見町の全域が同計画の区域に、その一部が「八ヶ岳山麓景観育成重点地域」に・・・
50	2.3.2.1 水象の状況	①国土利用計画（第二次諏訪市計画） 対象事業実施区域が利用区分及び地域区分のどこに該当するのか分かるよう記載すること。 表2-3-2 以下の点を修正すること。 上川 上流端 （誤）茅野市北山→（正）茅野市大字冷山5520番地先 延長 （誤）31,000→（正）40,984 茅野横河川 延長 （誤）5,500→（正）2,700	P74「2.開発動向①国土利用計画（第二次諏訪市計画）」の本文に、対象事業実施区域の利用区分及び地域区分を記載いたしました。 ご指摘の通り、表2-3-2を以下の通り修正しました。 上川 上流端 修正前）茅野市北山→修正後）茅野市大字冷山5520番地先 延長 修正前）31,000→修正後）40,984 茅野横河川 延長 修正前）5,500→修正後）2,700
51	2.3.4 動植物の生育、 息又は生育、 植生及び生態系 の状況	本文において、予備調査は哺乳類についても実施しているのので、追記すること。	ご指摘の通り追記しました。
52	2.3.4 動植物の生育、 息又は生育、 植生及び生態系 の状況	表2-3-4 文献13の著者は阿部永、雑誌は哺乳類科学。 文献の追加 竹松俊幸（1984）霧ヶ峰周辺河川の魚類分布について－ 桧沢川調査中間報告、諏訪教育会自然研究紀要、 20：77-79。 下山良平（1983）霧ヶ峰周辺の両生類相（第一報）、 諏訪教育会自然研究紀要、19：67-69。	ご指摘の著者名及び雑誌名を修正し、文献を追加いたしました。

No.	項目	意見	事業者見解
53	2.3.4 動植物の生息又は生育、 植生及び生態系の状況	下山良平(1984) 諏訪地方の両生類・爬虫類(1) 諏訪教育会自然研究紀要, 20: 80-83. 下山良平(1985) 諏訪地方の両生類・爬虫類(II) 諏訪教育会自然研究紀要, 21: 102-103. 表2-3-5 P5表1-6-1では、環境保全調査が平成25年度から27年度にかけて実施するよう に表示されているが、主に植物と鳥類について実施したということか。昆虫等希 少な動物等の生息の可能性もあり、他の分類群についても調査が必要と考える。 希少種を含む生物多様性の保存に配慮し、環境保全措置としては可能な限り回避 による計画を作成すること。	表1-6-1の環境保全調査は、予備調査であり、環境影響評価に係る調査は、環境影響評価手続きの期間(一部予備調査を利用)で実施していきます。 なお、以下の通り、表1-6-1を修正いたしました。 修正前) 環境保全調査→修正後) 予備調査
54	2.3.4.1 動物	①	ご指摘の通り追記しました。
55	2.3.6.1 景観	② 5地点→6地点	ご指摘の通り修正しました。
56	2.3.6.1 景観	②表2-3-24 主要な眺望地点にホテル諏訪湖の森付近(有賀峠)も入れる必要があるのではな いか。	主要な眺望地点については、P122(修正版P123)「②主要な眺望景観」に記載したとおり、対象事業区域の広さを考慮し、方法書の段階では通常の景観の調査対象の目安である約3km(技術マニュアル)以内(霧ヶ峰牧場)と、より広い範囲から特に不特定かつ多数の人が利用している主要な眺望点として、サービスイリア等を予備調査において抽出しております。
57	2.3.6.1 景観	図2-3-10等 国道網が現状と異なる部分があるため、修正されたい。※国道20号、142号、152号、299号	最新の国土地理院発行の5万分の1地形図を使用しました。
58	2.3.6.1 文化財	③文化財 「埋蔵文化財はの」→「文化財の」また、半径1kmの「半径」という言葉は適切 か。	以下の通り修正しました。 修正前) 埋蔵文化財はの→修正後) 文化財の 修正前) 概ね半径1km→修正後) 対象事業実施区域及びその周囲1km程度
59	2.3.8.1 大気質	表2-3-39 日平均値の年間98%値「0.025%」の「%」は不要。	ご指摘の通り修正しました。
60	2.3.8.1 大気質	⑤ 有害大気汚染物質について諏訪局において測定している。	ご指摘の通り、P133(修正版P134)「⑤有害大気汚染物質」の文章を以下の通り修正し、諏訪局の測定結果を表2-3-32として追加しました。 修正前) 諏訪局では有害大気汚染物質の測定は実施してい

No.	項目	意見	事業者見解
			<p>ない。</p> <p>→修正後) 諏訪局における平成 25 年度の有害大気汚染物質の測定結果 (年平均値) を表 2-3-33 に示す。</p> <p>諏訪局では、大気環境基準が設定されている項目では、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて測定されているが、全ての項目について、環境基準を達成している。</p> <p>また、指針値が設定されている項目では、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及び化合物、ヒ素及びその化合物、ニッケル化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物について測定されているが、全ての項目について、指針値を下回っている。</p> <p>その他の、諏訪局では、塩化メチル、クロム及びその化合物、トルエン、ペリリウム及びその化合物について測定されている</p> <p>(表追加) 表 2-3-33(1)～(3) 平成 25 年度有害大気汚染物質の測定結果 (年平均値)</p>
61	2.3.8.1 大気質	⑥ ダイオキシン類について諏訪局において測定している。	<p>ご指摘の通り、PI33 (修正版 PI34) 「⑤有害大気汚染物質」の文章を以下の通り修正し、諏訪局の測定結果を表 2-3-32 として追加しました。</p> <p>修正前) 諏訪局では有害大気汚染物質の測定は実施していない。</p> <p>→修正後) 諏訪局における平成 25 年度の有害大気汚染物質の測定結果 (年平均値) を表 2-3-33 に示す。</p> <p>諏訪局では、大気環境基準が設定されている項目では、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて測定されているが、全ての項目について、環境基準を達成している。</p> <p>また、指針値が設定されている項目では、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及び化合物、ヒ素及びその化合物、ニッケル化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物について</p>

No.	項目	意見	事業者見解
			測定されているが、全ての項目について、指針値を下回っている。 その他の、諏訪局では、塩化メチル、クロム及びびそ化合物、トルエン、ペリリウム及びその化合物について測定されている  (表追加) 表 2-3-33(1)～(3) 平成 25 年度有害大気汚染物質の測定結果 (年平均値)
62	2.3.8.1 大気質	表 2-3-32 二酸化硫黄 (表 2-3-28) 等のように記載してはどうか。	意見番号 61 に対応
63	2.3.8.2 騒音	表 2-2-23 ①文中「長野県が実施した」→「諏訪市又は茅野市が実施した」	ご指摘の通り、P134 (修正版 P136) 「2.騒音①騒音の状況」1 行目の文章を以下の通り修正しました。 修正前) 長野県が実施した→修正後) 諏訪市又は茅野市が実施した
64	2.3.8.3 水質	表 2-3-34 DO について、環境基準超過を示す下線位置が誤り。	ご指摘の通り P136 (修正版 P138) 表 2-3-34 (修正版 表 2-3-35) 河川水質調査結果 (環境基準点) の D0 の最小値～最大値の値 (下線の位置) を以下の通り修正しました。 修正前) 7.2～14→修正後) 7.2～14
65	2.3.8.3 水質	表 2-3-34 SS の単位を「mg/L」に修正すること。 大腸菌群数について単位 (MPN/100ml) を記載すること。また、年平均値の 6900 にカンマを追加し、途中で改行されないように記載すること。	ご指摘の通り修正いたしました。
66	3.1 環境影響評価項目の選定	技術指針の告示番号等について、以下のとおり修正すること。 (平成 10 年 9 月 28 日長野県告示第 476 号、最終改正：平成 28 年 1 月 12 日長野県告示第 18 号)	ご指摘の通り修正いたしました。
67	3.1 環境影響評価項目の選定	表 3-1-1 最終的な改正後の様式 (別添のとおり) を使用し、それに合わせて第 2 節、第 3 節についても必要な修正を行うこと。	改正後の様式を参考に、項目の検討を行いました。
68	3.1 環境影響評価項目の選定	表 3-1-1 影響要因 工事による影響 土地造成 (切土・盛土) 及び樹木の伐採について、 環境要因 水象 河川及び湖沼について標準項目とすることを検討願う。	ご指摘の通り修正いたしました。

No.	項目	意見	事業者見解									
69	3.2 選定の理由	選定しない理由の記載において、「～への影響はない」「～への影響はないと考 えられる」「～に影響を与えないと考えられる」「～に影響を与える要 因は考えられない」と複数の表現が存在する。表現の違いに理由はあるのか。理 由がないのならできるだけだけ表現を統一すること。	ご指摘の通り修正いたしました。									
70	3.2.2.1 大気質	表 3-2-1 「残上等」 → 「残土等」	ご指摘の通り P139 (修正版 P141) 表 3-2-1 の「影響要因 の区分」の 5 行目を修正しました。 修正前) 廃材・残上等の発生・処理 →修正後) 廃材・残土等の発生・処理									
71	3.2.2.7 水象	表 3-2-13 以下のとおり項目の追加を検討願いたい。 <table border="1" data-bbox="539 981 896 1818"> <thead> <tr> <th>影響要因の区分</th> <th>環境要素の区分</th> <th>選定項目の分類・根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地造成 (切土・ 盛土)</td> <td>水質 (河川及び湖沼)</td> <td>○ 地形の改変に伴い表流水の挙動 への影響が考えられる</td> </tr> <tr> <td>樹木の伐採</td> <td>水質 (河川及び湖沼)</td> <td>○ 森林が失われることに伴い表流 水の挙動への影響が考えられる</td> </tr> </tbody> </table>	影響要因の区分	環境要素の区分	選定項目の分類・根拠等	土地造成 (切土・ 盛土)	水質 (河川及び湖沼)	○ 地形の改変に伴い表流水の挙動 への影響が考えられる	樹木の伐採	水質 (河川及び湖沼)	○ 森林が失われることに伴い表流 水の挙動への影響が考えられる	ご指摘の通り修正いたしました。
影響要因の区分	環境要素の区分	選定項目の分類・根拠等										
土地造成 (切土・ 盛土)	水質 (河川及び湖沼)	○ 地形の改変に伴い表流水の挙動 への影響が考えられる										
樹木の伐採	水質 (河川及び湖沼)	○ 森林が失われることに伴い表流 水の挙動への影響が考えられる										
72	3.2.2.15 触れ合い活 動の場	表 3-2-29 運搬車両の通行に伴う触れ合い活動の場への影響を選定する必要はないか。	予備調査においては、調査範囲内において触れ合い活動の 場への影響が想定されなかったため、選定していません。									
73	3.3 調査、予測及 び評価の手 法の選定	技術指針の告示番号等について、以下のとおり修正すること。 (平成 10 年 9 月 28 日長野県告示第 476 号、最終改正：平成 28 年 1 月 12 日長野 県告示第 18 号)	ご指摘の通り修正いたしました。									
74	3.3.3.1 大気質	表 3-3-2 調査項目「降下ばいじん」 調査方法「衛生試験法・注釈」 → 「衛生試験法・注解」	ご指摘の通り修正いたしました。									
75	3.3.3.1 大気質	3②ア環境に対する影響緩和の観点 以下のとおり修正すること。(以下、全ての環境要素で同じ) 「～に係る環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減され、環境保全 への配慮が適正になされているか評価する。」	ご指摘の通り修正いたしました。									
76	3.3.3.1	表 3-3-3、図 3-3-1	図 3-3-1 に道路と沿道集落等の位置関係を明示いたしましたし									

No.	項目	意見	事業者見解
	大気質	大気質調査地点の選定理由について、道路と沿道集落との位置関係から明らかにされたい。	た。
77	3.3.3.1 大気質	表3-3-8、図3-3-2 騒音・振動調査地点の選定理由について、道路と沿道集落との位置関係から明らかにされたい。 3②イ環境保全のための目標等との整合の観点 「低周波音問題対応の手引き書」の参照値は環境保全目標とするのは適切でないため、以下を参考に評価を行うこと。 ○人間の心身に係る影響 ・ISO226:2003 ・Moorhouse（英国環境・食糧・農村地域省（Defra）/サルフォード大学）の評価曲線 ○物的現象に係る影響 ・昭和52年度低周波音空気振動等実態調査（低周波音空気振動の家屋等に及ぼす影響の研究）報告書（環境庁 1978年） ・低周波音による建具のたたき始める音圧レベルについて 落合博明他（騒音制御：Vol.26、No.2（2002）P.120-128）	図3-3-2に道路と沿道集落等の位置関係を明示いたしました。
78	3.3.3.4 低周波音		ご指摘の意見を参考に、準備書段階において、Moorhouseの評価曲線を参考に、適切な環境保全目標を設定いたしました。
79	3.3.3.5 水質	表3-3-21 土質の状況を把握できる時期とは、具体的にどの時期を想定しているのか。	土質の状況を把握できる時期は、調査（粒度成分分析及び土壌沈降試験のサンプル採集）が適切に行える時期として、積雪期以外の時期を想定としました。
80	3.3.3.5 水質	表3-3-22 地点4と5の合流点で異常が認められた場合、それぞれの河川の寄与割合をどのように確認するのか。	施工前の現況調査結果を、採石場および諏訪湖ゴルフ場の寄与量として想定することとしています。
81	3.3.3.5 水質	図3-3-4 調整池の位置を明示すること。なお、河川の合流の状況等が分かるように、2万5千分の1程度の縮尺の地図を併せてつけられたいか。	図3-3-4に調整池の概ねの位置を記載いたしました。
82	3.3.3.6 水象	1 調査の手法 土地造成（切土・盛土）及び樹木の伐採に関する、調査の手法・予測の手法・評価の手法について追加してほしい。	ご指摘の通り追加しました。
83	3.3.3.6 水象	1 調査の手法 森林が失われることに伴い、表流水の挙動への影響が考えられる。住民説明会の意見では事業実施区域内の地下水が茅野市大清水水源として利用されており、水量の低下を心配する声があったが、水象調査地域以外での地下水位のボーリング調査を検討する必要があるのではないか。（別添 熊井教授資料参照）	本事業による地下水への影響としては、主に樹木の伐採、及びパネルの設置に伴う表流水や地下水涵養の変化による影響が想定されます。そのため、その影響が適切に把握できる地点として、対象事業実施区域内の湿地を対象に水位観測調査を実施し、影響の有無と程度を予測評価いたしました。また、大清水等の下流の水源についても、水質分析調

No.	項目	意見	事業者見解
84	3.3.3.6 水象	表 3-3-30 既存井戸の調査については、概ね同時期に行い、1 か月程度の間隔となるよう配慮いただきたい。	査等を実施し、影響の有無と程度を予測評価しました。 調査範囲内の既存井戸として創価学会長野県青年研修道場井戸にすいて、連続水位観測調査を実施しました。なお、表 3-3-30 の地下水水位及び対象実施区域周辺の既存井戸の調査頻度・時期等を現地の状況を勘案し、以下の通り修正いたしました。 (地下水水位 調査頻度・時期等) 修正前) 月 1 回/1 年間 (既存の湿原内水位変動調査結果も活用) 修正後) 月 1 回/1 年間 (積雪時を除く) (既存の湿原内水位変動調査結果も活用) (対象事業実施区域周辺の既存井戸 調査頻度・時期等) 修正前) 月 1 回 (12 回/年) →修正後) 月 1 回/1 年間 (積雪時を除く) (現地の状況に応じて設定)
85	3.3.3.6 水象	1 調査の手法 地質調査や地下水水位の調査地点や数など、現時点で記載できる内容を追記すること。 また、図 3-3-5 について、必要に応じて縮尺を変更の上、調査地点の記載を検討すること。	地質調査や地下水水位の調査地点等については、対象事業実施区域内の湿地及びその周辺で設定し、準備書において、詳細な調査地の記載をいたしました。
86	3.3.3.6 水象	表 3-3-32 予測対象時期の「影響が最大となる時期」とは、具体的にいつを想定しているのか。	表 3-3-32 (予測対象時期等) に記載しましたとおり、影響が最大となる時期として、1. 地形改変後 (地形改変量が最大となる時期、2. 樹木伐採後 (樹木伐採面積が最大となる時期) を想定した工事中、また、3. 緑化工の施工後、4. 排水処理施設の設置後を想定した供用後についても予測及び評価対象としました。
87	3.3.3.7 土壌汚染	3②イ環境保全のための目標等との整合の観点 ダイオキシン類以外の重金属類等の環境保全目標としないのはなぜか。	ご指摘の通り、ダイオキシン類以外の重金属類等の環境基準についても環境保全目標として設定するむね、方法書に記載いたしました。
88	3.3.3.9 植物	当該地域およびその周辺の地域には、絶滅が危惧される植物や長野県希少野生動物保護条例で指定された植物が多く存在することから、植物相や植生の調査にあたっては、見落としがないよう十分配慮して行うこと。特に事業実施区域にある湿原には希少種が多く生育することから、特に重点的に行うこと。また、フサヒゲルリカミキリの食草であるユウスゲ (NT) についても特に留意すること。	ご指摘の通り、現地調査において対応いたしました。
89	3.3.3.9	表 3-3-45	表 3-3-45 の植物相の調査方法を以下の通り修正いたしました

No.	項目	意見	事業者見解
	植物	現地調査内容(植物)について、植物相の調査方法を「任意観察」としているが、具体的な調査方法を記述すること。特に改変を伴う箇所及びその影響が及ぶ箇所、またその周辺については詳細な植物リストを作成されたい。	した。 修正前) 任意観察 →修正後) 調査範囲を踏査し、目視により種子植物及びびシダ植物を基本とした出現種(帰化植物を含む)を記録 現地での同定が困難なものについては、影響に配慮しながら標本を採取し同定
90	3.3.3.10 動物	当該地域およびその周辺の地域では、過去に県特別指定希少野生動物植物のフサヒゲルリカミキリ等の注目すべき動物が記録されていることから、発生期(フサヒゲルリカミキリの場合)は初夏(初夏～夏季)を中心に特に注意深く調査・予測・評価を行うこと。	ご指摘の通り、現地調査において対応いたしました。
91	3.3.3.10 動物	表3-3-49 事業予定地にはイワナ(ヤマトイワナ)が生息している可能性が示されていること及び事業予定地を流れる河川は最上流部であることから、イワナの産卵が行われている可能性がある。当該事業計画には当該河川に調整池を設けることが盛り込まれていることから、イワナ産卵の有無の確認は重要である。場合によっては事業計画の変更も検討する必要となることも考えられるので、イワナ産卵期における綿密な調査も計画すべきと考える。	・魚類の注目すべき種として、イワナ、サツキマス、カジカを確認しました。これらの、繁殖環境等の生息環境などを詳細に把握し環境影響予測、評価及び環境保全措置の検討を実施いたしました。また、イワナ等、漁業権対象種につきましては、漁業協同組合等への聞き取り等を実施しました。なお、確認したイワナは、体側斑点から系統不明の放流種苗、または、ヤマトイワナとの交雑個体である可能性が考えられるため、亜種不明のイワナとしました。
92	3.3.12.1 景観	表3-3-57 岡谷市湖畔公園→岡谷市諏訪湖畔公園(P122と合わせる)	ご指摘の通り修正いたしました。
93	3.3.3.15 その他の環境要素	表3-3-65 調査時期について、冬至及び夏至の時期に行うことを明示すべきではないか。	表3-3-65の光害の影響時期については、現地の状況及び事業計画を考慮し、適切な調査、予測時期を設定いたしました。なお、記載を以下の通り修正いたしました。 調査頻度・時期等 修正前) 4季/年(各季1日) →修正後) 光害に係る現状が適切に把握できる時期に実施
94	3.3.3.15 その他の環境要素	3②イ環境保全のための目標等との整合の観点 記載不要なので削除すること。	ご指摘の通り削除いたしました。
95	その他	発電事業完了後(パネルや防災施設撤去後の跡地への影響等)についての記述を追加されたい。	太陽光発電事業は、永続的に実施する予定ですが、事業が継続できなくなった場合の対処として、事業実施期間中に原状回復に要する費用を積み立てます。 原状復帰は、発電事業終了後にソーラーパネル等を撤去した後、地域性樹種を用いて植樹し、山林機能の回復を図り、この原状回復期間中も供用中と同様、防災施設の維持管理



No.	項目	意見	事業者見解
			<p>を行うとともに、必要に合わせ林地の間伐、下刈りを行います。</p> <p>管理を実施する期間および原状回復後の防災施設の処置は、当局と協議し原状回復したと認められた後に防災施設に必要な措置を講じますが、現在対象事業実施区域内に多くみられるカラマツ、アカマツの成長速度を参考とし、植樹した樹木が雑草よりも高く生育すると考えられる期間を管理の必要期間と想定いたします。</p> <p>また、事業者の破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始または特別清算開始の申立てがされた場合、事業用地を現地権者に譲渡し返還する事を検討いたします。</p>

